



リスクアセスメント



法令準拠型から自律的な管理へ

労働安全衛生法では、**令和6年4月**から新たな化学物質の**自律的管理に関する規制が施行**となり、業種や規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行う事業者は、**リスクアセスメント**を実施し、作業への「ばく露」を最小限度にすることや濃度基準値を遵守することが義務づけられています。

リスクアセスメント実施の義務対象となるGHS分類で危険性・有害性がある化学物質は、今後も順次追加され、幅広い管理が必要になります。

リスクアセスメント対象物 濃度基準値設定物質一覧表

厚生労働省 職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc11.html>

ばく露推定

- リスクアセスメント実施の義務対象となる化学物質の確認
- 「クリエイトシンプル」などの理数モデルによるばく露推定

確認測定

- 濃度基準値設定物質の「個人ばく露測定」
- 「8時間」および「短時間」ばく露濃度基準値以下の確認

低減措置

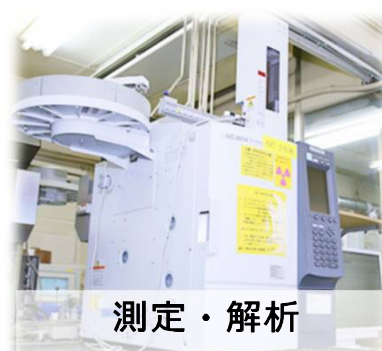
- 代替物の使用、作業方法の改善、排気／換気装置の設置・稼働
- 有効な呼吸用保護具の使用



サンプラー



サンプリング



測定・解析

「クリエイトシンプル」によるばく露推定に関するご相談や「個人ばく露測定」による確認測定のご依頼は、多くのお客様（製造業、建設業、清掃業、卸売・小売業、医療・福祉業、サービス・検査業 など）に対して、評価実績のある弊社までお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社 分析センター URL <https://www.analysis.co.jp/>

環境評価事業部 〒131-0032 東京都墨田区東向島1丁目12番2号

TEL 03-3616-1612 FAX 03-3616-1615

会社HP



分析無料ご相談

